

(案)

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(遠賀川森林計画区)

計画期間

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 平成 3 4 年 3 月 3 1 日

九 州 森 林 管 理 局

(案)

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(遠賀川森林計画区)

計画期間

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 平成 3 4 年 3 月 3 1 日

九 州 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林^{もり}づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林^{もり}」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の遠賀川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、遠賀川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。

[illegible]

目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	3
③	持続可能な森林経営の実施方向	4
④	政策課題への対応	6
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	6
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	6
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他 自然維持タイプに関する事項	7
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	7
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	8
⑤	水源涵養 ^{かん} タイプにおける管理経営の指針その他 水源涵養 ^{かん} タイプに関する事項	8
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項…	8
①	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	9
②	林業事業体の育成	9
③	民有林と連携した施業の推進	9
④	森林・林業技術者等の育成	9
⑤	林業の低コスト化等に向けた技術開発	9
⑥	その他	9
(4)	主要事業の実施に関する事項	9
①	伐採総量	10
②	更新総量	10
③	保育総量	10
④	林道の開設及び改良の総量	10
(5)	その他必要な事項	11
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	11
(1)	巡視に関する事項	11
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	11
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	11
(4)	その他必要な事項	12
3	林産物の供給に関する事項	12
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	12
(2)	その他必要な事項	12

4	国有林野の活用に関する事項	1 2
(1)	国有林野の活用の推進方針	1 2
(2)	国有林野の活用の具体的手法	1 3
(3)	その他必要な事項	1 3
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	1 3
(1)	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 3
(2)	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	1 3
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1 4
(1)	国民参加の森林に関する事項	1 4
(2)	分収林に関する事項	1 4
(3)	その他必要な事項	1 4
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 4
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 4
(2)	地域の振興に関する事項	1 4
(3)	その他必要な事項	1 4

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、遠賀川森林計画区を管轄区域とする国有林野11,901ha（不要存置林野12haを含む。）であり、福岡県の北東部に位置する遠賀川水系の上流部に位置する。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が6,836ha（育成単層林6,554ha、育成複層林282ha）、天然生林が4,625haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではシイ類、カシ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林6,196ha、針広混交林1,513ha、広葉樹林3,934haとなっている。

全体の73%が北九州国定公園や耶馬日田英彦山国定公園等国及び県指定の自然公園であり、北九州自然休養林に代表される都市近郊林や英彦山等優れた自然景観が豊富なことから、登山やハイキング等森林レクリエーション・保健休養の場として多くの人に利用されている。さらに、全体の95%が水源かん養保安林を主体とした保安林に指定されており、下流域の水がめとして重要な役割を担っている。

このため、本計画では、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くこととする。また、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 皿倉山地区（3092～3097林班）

北九州市の南側、標高200m～600mに位置する地区であり、北九州市街地に接した都市近郊林として重要な位置にある。一帯は水源かん養保安林、保健保安林、北九州自然休養林、北九州国定公園、鳥獣保護区特別保護地区及び帆柱自然公園等に指定されていることのほか、皿倉山山頂からの眺望が優れておりキャンプやピクニックなどの利用が多く、保健文化機能を発揮させることが期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

なお、水源かん養保安林に指定されていることに加え、地形・地質等の条件により山地災害防止機能を重点的に発揮させることが期待されていることから「水源涵^{かん}養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

イ 福智山地区（3075～3091林班、1139林班）

直方市の東部に位置する福智山(901m)を中心とした地区である。山頂一帯と東側斜面の北九州市側は北九州自然休養林、北九州国定公園、筑豊県立自然公園及び保健保安林等に指定されており、レクリエーション的利用が多く保健文化機能を発揮させることが期待

されていることから「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、東側斜面の南部一帯は、下流域に上水道用の貯水池がある等水源涵養機能^{かん}の発揮が期待され、西側斜面やそのほかの里山一帯は地形・地質等の条件により山地災害防止機能を重点的に発揮させることが期待されていることから「水源涵養タイプ^{かん}」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

ウ 三郡山地区（３００１～３０１９林班）

糟屋郡と飯塚市との境界に位置する三郡山(936m)を中心とした地区である。三郡山山頂周辺や尾根筋は太宰府県立自然公園に含まれ、天然広葉樹林の新緑や紅葉、山頂からの眺望など優れた自然景観を有し、自然環境の保全・形成等の保健文化機能の発揮が期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、中腹部及び南東部の飛び地においては、下流域のかんがい用溜池等の水源地として水源涵養機能^{かん}の発揮及び山地災害防止機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ^{かん}」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

エ 犬鳴山地区（３０２０～３０４８林班）

筑豊、博多を結ぶ要所である犬鳴峠の北側に位置している犬鳴山(584m)を中心とした地区と、八木山地区や笠置山の周辺に散在する小団地からなる地区であり、スギ、ヒノキの人工林が主体である。犬鳴山地区は犬鳴ダム周辺、八木山地区は力丸ダム上流部で全て水源かん養保安林であることに加え、一部は地形・地質等の条件により山地災害防止機能^{かん}を重点的に発揮させることも期待されていることから「水源涵養タイプ^{かん}」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

オ 英彦山地区（３０４９～３０７４林班）

大分県境に位置する英彦山(1,200m)を中心とした地区と大隈地区に散在する小団地からなる地区である。中央部付近は耶馬日田英彦山国定公園、筑後川県立自然公園に指定され、北部九州における代表的な天然林で優れた林相を呈しており、林木遺伝資源保存林等の保護林に指定されている。このような自然景観に優れた風景林等については、保健文化機能の発揮が期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。小団地からなる地区は、自然景観に優れ、保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されていることに加え、地形・地質的に不安定な箇所等については山地災害防止機能等の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ^{かん}」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

カ 三里松原地区（３０９８～３１０９林班）

響灘に面したクロマツ主体の海岸林とその内陸部に散在する小団地からなる地区である。海岸林は防風保安林に指定され、内陸側の住宅地や農地等から防風機能の発揮を期待されていることから「山地災害防止タイプ」に区分し、一部は玄海国定公園に指定され保健文化機能を発揮させることが期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、内陸部に散在する団地はスギ、ヒノキの人工林が主体となっており、機能類型に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定され、水源涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

キ 伊良原・帆柱山地区（１１０１～１１０７、１１０９～１１１１林班）

祇川最上流に位置する３団地からなる地区であり、大半がスギ、ヒノキの人工林である。また、全て水源かん養保安林であり、下流の上水道、農業用水等の水源地として水源涵養機能の発揮及び山地災害防止機能の発揮も期待されていることから「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

なお、犬ヶ岳と英彦山に通じる尾根筋の登山道沿いは耶馬日田英彦山国定公園に指定され優れた自然景観に恵まれており、保健文化機能を発揮させることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

ク 犬ヶ岳・経読岳地区（１１１２～１１１８、１１２２～１１３３林班）

犬ヶ岳(1,131m)から経読岳(992m)に至る脊梁を中心とした標高500m以上に位置する地区である。犬ヶ岳を中心とする山地の中腹部一帯はスギ、ヒノキの人工林を主体とした水源かん養保安林であり、岩岳川流域に位置し豊前市の水がめとして、水源涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、尾根筋一帯は、高齢級のブナ等の天然林が賦存しているほか、自生しているツクシシクナゲは天然記念物に指定されており、保健保安林及び耶馬日田英彦山国定公園に指定されているとともに、林木遺伝資源保存林が設定され、保健文化機能等の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

ケ 国見山・雁股山・瓦岳地区（１１１９～１１２１、１１３４～１１３７林班）

国見山、雁股山、瓦岳の３団地からなる地区であり、大半がスギ、ヒノキの人工林である。全て水源かん養保安林であり、下流の上水道、農業用水等の確保に重要な役割を果たしており、水源涵養機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、福岡森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は 11,889haで九州森林管理局管内国有林総面積の 2%を占めている。

蓄積は 3,018千m³で九州森林管理局総蓄積の 2%を占めている。また、人工林面積は 6,566 haで人工林率は57%となっている。

森林の種類は、普通林が527haで4%を占めており、制限林が11,362haで96%となっている。なお、制限林の99%が保安林であり、その内水源かん養保安林が92%を占めている。

遠賀川森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、m³)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	6,566	4,895	428	11,889
蓄 積	2,109,574	908,745	－	3,018,319

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、公売不調等から計画量を下回る結果となるとともに、これに連動して造林面積も計画量を下回った。また、間伐については、地球温暖化防止対策等に資する森林整備の推進を図るため実行したが、計画量を下回る結果となった。

林道等の開設又は拡張については、優先度を考慮して計画をしたが、計画量を下回る結果となった。

主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	279,000 m ³	118,180 m ³
主伐	81,500 m ³	6,188 m ³
間伐	197,500 m ³	111,992 m ³
造林面積	212 ha	22ha
人工造林	187 ha	22ha
天然更新	24 ha	－ ha
林道等の開設又は拡張	開設： 14.4km 拡張：19箇所	開設： 2.6km 拡張： 9 箇所

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林^{もり}」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
II 森林生態系の生産力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
III 森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。
IV 土壌及び水資源の保全と維持	降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源 ^{かん} の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。
V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	国民の森林 ^{もり} に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林 ^{もり} 」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林 ^{もり} 」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、森林・林業の再生に向けた取組としては、林業事業者等への計画的な事業の発注による安定的・計画的な木材の供給、森林総合監理士等の活用による民有林行政支援、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等に取り組んでいるところである。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益機能別施業森林との関係は下表の通り。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機 能 類 型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ		
	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	3,426	2,994	432

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	
	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	768	273

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	
		うち、レクリエーションの森
面 積	1,458	1,279

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	20

⑤ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養^{かん}機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養^{かん}タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面 積	6,216

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、筑豊地区・北九州地区及び京築地区の森林・林業推進協議会等の場を通じ、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

林業事業体等と連携し、低コストで効率的な施業を展開するとともに、これに関する研修会の開催等を通じ、民有林に対する低コストで効率的な施業の普及に努める。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

森林共同施業団地の概況

箇所数	面積(ha)	
	国有林	民有林
1		537

注 本協定は筑後矢部川流域とまたがってるため遠賀川流域のみ記載

④ 森林・林業技術者等の育成

事業の発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努める。

⑥ その他

国民の森林^{もり}としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（クマタカの生息域現地調査及びこれを踏まえた森林施業方法の検討等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

（４）主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、主伐とその後の再生林にも取り組み、混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	55,000	231,000 (3,149)	286,000
前 計 画	81,500	197,500 (1,682)	279,000

注：（ ）は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	96	-	96
前 計 画	187	24	212

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	108	28	55	7	
前 計 画	252	35	52	-	-

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	10	9,000	18	7,200

- (5) その他必要な事項
特になし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には自然公園等が多いため、レクリエーションを目的とした入林者が多く、増加の一途をたどっている。特に、春季は山菜採りのシーズンと乾燥期、季節風等が重なり、山火事発生の危険が増大する。このため、地元住民及び地元市町村等と連携を密にして山火事防止の宣伝、普及活動を行うとともに森林保全巡視を強化し山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実に行之、境界の保全管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害は減少傾向にあるが、被害木の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
森林遺伝資源保存林	2	144
植物群落保護林	4	129
総 数	6	273

② 緑の回廊

名 称	延長(km)	面積(ha)
該当なし		

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源涵養^{かん}の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や被害対策、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進することとする。

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材については、地域における木材の安定供給体制の整備等が図られるよう、木材価格、需給動向を踏まえ計画的な供給に努めることとする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努めることとする。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区内の森林は、北九州市街に近い皿倉山をはじめ都市近郊に位置している箇所が多いことから、従来から登山、ハイキング、自然探索及び森林浴等に利用され、保健・文化的利用等の公益的機能の発揮が期待されている。

このため、豊かな自然環境の維持、森林の公益的機能の発揮と併せて地域の土地利用等との調整を行った上で、利活用を推進することとする。

レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自 然 休 養 林	1	1,292
風 景 林	1	20
総 数	2	1,311

注 総計と内訳の合計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等によることとする。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用することとする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、水源の涵養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進することとする。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして、その活用を推進していくこととする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着やコンテナ苗植栽の推進等による低コスト造林の導入・定着、普及を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行うこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

特になし。

(案)

第5次国有林野施業実施計画書

(遠賀川森林計画区)

計 画 期 間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平成29年4月 1日} \\ \text{至 平成34年3月31日} \end{array} \right]$

九 州 森 林 管 理 局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養 ^{かん} タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養 ^{かん} タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	5
	(6) 保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	6
4	治山に関する事項	7
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	8
	(1) 保護林の名称及び区域	8
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	8
6	レクリエーションの森の名称及び区域	9
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	1 1
8	その他必要な事項	1 1
	(1) 施業指標林、試験地等	1 1
	(2) フィールドの提供	1 1
	(3) その他	1 2
	(4) 森林共同施業団地	1 2

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養^{かん}タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施 業 群		面 積	取 扱 い の 内 容	伐期齢等
施 業 群	スギ・ヒノキ普通伐期	704.08	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	1,392.23	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70 ～ 100
	ヒノキ長伐期	2,278.52	同 上	80 ～ 120
	アカマツ長伐期	77.14	同 上	80
	ケヤキ長伐期	13.60	同 上	150
	その他人工林	36.56	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	490.84	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	175.38	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林長伐期	105.85	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	722.52	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	30.68	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
施業群設定外		1.48		
合 計		6,028.88		

注： スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積
(単位：ha)

施 業 群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	50
スギ長伐期	69
ヒノキ長伐期	94
アカマツ長伐期	4
その他人工林	3
保護樹帯	40
スギ・ヒノキ複層林	17
天然林長伐期	5
天然林広葉樹	103
しいたけ原木	10

(4) 伐採総量

(単位：m3、ha)

区 分		林 地				林地 以外	合 計
		主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計	
山地災害防止タイプ		8,719	35,261 (468)	43,980			
自然維持タイプ		—	7,744 (115)	7,744			
森林空間利用タイプ		—	16,229 (239)	16,229			
快適環境形成タイプ		—	—	—			
水源 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	20,459	3,487	23,946			
	スギ長伐期	—	61,692	61,692			
	ヒノキ長伐期	—	97,898	97,898			
	スギ・ヒノキ複層林	24,827	—	24,827			
	保護樹帯	—	302	302			
	計	45,286	163,379 (2,327)	208,665			
合 計		54,005	222,613 (3,149)	276,618	9,382	286,000	— 286,000
年 平 均		10,801	44,523 (630)	55,324	1,876	57,200	— 57,200

() は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位 : m3)

市 町 村 名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
北 九 州 市	2,354	44,581	46,935				
直 方 市	4,167	9,030	13,197				
飯 塚 市	8,831	37,561	46,392				
豊 前 市	10,006	22,577	32,583				
宮 若 市	463	26,751	27,214				
嘉 麻 市	—	25,118	25,118				
岡 垣 町	4,539	2,698	7,237				
遠 賀 町	—	443	443				
鞍 手 町	3,686	663	4,349				
添 田 町	5,599	16,522	22,121				
福 智 町	—	2,983	2,983				
み や こ 町	—	12,077	12,077				
上 毛 町	4,378	8,069	12,447				
築 上 町	9,982	13,540	23,522				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空間 利用タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 ^{かん} タイプ [°]	合 計
人 工 造 林	単 層 林 造 成	1.40	—	—	—	32.57	33.97
	複 層 林 造 成	16.32	—	—	—	45.68	62.00
	計	17.72	—	—	—	78.25	95.97
天 然 更 新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼ う 芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合 計		17.72	—	—	—	78.25	95.97

(6) 保育総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空間 利用タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 ^{かん} タイプ [°]	合 計
保 育	下 刈	12.06	—	3.60	—	92.03	107.69
	つる切	0.60	—	1.70	—	25.25	27.55
	除 伐	7.62	—	—	—	47.25	54.87
	枝 打	—	—	—	—	6.67	6.67
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	20.28	—	5.30	—	171.20	196.78

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	開 設	大平3044林道	3044、3045	2, 000	
		藪ヶ畑28林道	1136	300	
		内住山3018林道	3017、3018、3019	2, 800	
		経読1128林道	1128	800	
		頓野3086林道	3085、3086	1, 200	
		上頂吉3076林道	3076	800	
		上頂吉3075林道	3075	600	
		道原3081林道	3081	500	
基 幹	改 良	上頂吉林道	3076、3077	300	舗装外
		大平林道	3045	300	舗装外
		内住林道	3013、3014、3016	500	舗装外
		経読林道	1124、1125	1, 000	舗装外
		頓野林道	3085、3087	200	舗装外
		深倉林道	3065、3066	200	舗装外
その他	改 良	寺河内林道	1102	300	舗装外
		轟林道	1133	300	舗装外
		寒田林道	1116	500	舗装外
		寒田林道118支線	1117、1118	500	舗装外
		経読林道経読岳支線	1132	200	舗装外
		犬鳴林道	3034、3035	500	舗装外
		上頂吉林道75支線	3075、3076	500	舗装外
		内住山3018林道	3017	500	舗装外
		瓦岳林道	1137	500	舗装外

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	改良	小峠林道	1134、1135	500	舗装外
		山口林道	3072、3073	200	舗装外
		内住林道第一支線	3014、3015	200	舗装外
計	開設			9,000	10路線
	改良			7,200	18路線

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
1101、1102、1104、1105、1107、1109～1117、 1122～1132、1134、3001、3002、3004、3006、 3008～3019、3022、3024、3046、3049～3052、 3054～3057、3059、3060、3063～3069、3071～3073、 3075～3077、3079、3081、3082、3084～3088、3090、 3091、3095	保 全 施 設	溪間工	19箇所
3001、3002、3004、3006、3008～3019、3022、3024、 3046、3049～3052、3054～3057、3059、3060、 3075～3077、3079、3081、3082、3090、3091、3095	保 全 施 設	山腹工	4箇所
1102、1104、1109、1110、1112、1116、1117、1119、 1120、1124～1137、3002～3004、3006、3009、 3011～3017、3019、3022、3024、3025、3028、3031、 3033、3034、3037～3040、3043、3045、3047、3049、 3050～3052、3062、3064、3065、3072、3073、3075、 3076、3078、3081、3083、3088、3092、3095～3097、 3102	保安林整備	本数調整伐	300ha
3103～3105	保安林整備	植栽工	5ha
計	保 全 施 設		23箇所
	保安林整備		305ha

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名 称	新設 ・ 既設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
林木遺伝資源保存林	英彦山	既設	81.26	3068い～は、ほ、へ	ケヤキ、スギ、モミ、ツガ、カヤの遺伝資源保存。
	犬ヶ岳	既設	62.60	1124ほ～と 1125よ、た 1126ぬ、る、か	ブナ、ミズナラ、イヌシデの遺伝資源保存。
植物群落保護林	英彦山・鶯	既設	102.14	(英彦山) 3068に 3069い～は、へ、へ1 3070全 3071つ、な～む (鶯) 3068と	温帯植生の代表的林相を保護し学術研究等に資する。
	音滝山	既設	7.92	3091ぬ、ぬ1	アカマツ、クロマツ、その他広葉樹の天然林を保護し学術研究等に資する。
	大根地	既設	3.21	3001と	カシ類、タブノキ、その他広葉樹の天然林を保護し学術研究等に資する。
	上 畑	既設	15.75	3101と	シイ類、タブノキ、その他広葉樹の天然林を保護し学術研究等に資する。

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名 称	新設 既設	延 長 (km)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設 既設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考
風景林	安国寺	既設	19.86	3061わ ----- 3061か、よ	国分寺史跡の背面 景観上の 重要地と なっている。	育成複層 林へ導く ための施 業 ----- 天然生林 へ導くた めの施業	歩道 休憩所 嘉麻市		
	計		19.86						
自然 休 養 林	北九州	既設	自然観察 教 育 ゾ ー ン 627.02	3095い2 3096こ、こ1、さ、き1、み1、 み2 3097ろ1、ろ5、ろ7、は、ち ----- 3079い～は、な、な1 3080い、へ～れ、つ～な、 む、む1、の、お、や、 け～き 3088ろ、に 3091わ 3092よ1～た1、つ、ね、ね1、 な1、な2、む、う 3093い、は、は1、る、る1、 か、よ、な～う、 の1～の6、ふ、き、ゆ、 し 3094い～ろ1、は、と、と1、 り～ぬ2、か～た、れ1 3095い、い1、い3～に、と、 ち、ぬ～わ1、よ～れ、 そ1、ね4～む、の～ふ 3096い～ろ6、に、と1～り、 ぬ1、わ、か、た～そ、 な～の2、く、け、ふ、 え、あ、き、き2～ゆ、 み3～み5、し3 3097い、ろ、ろ2～ろ4、ろ6、 ろ9～ろ11、は1～は5、 へ～へ10、り～わ ----- 3080め 3092つ1 3094ろ2 3095こ、こ1 3096と、ぬ、し 3097ろ8 ----- 3093イ～ハ 3094イ、ハ～ホ 3096イ、ロ、ニ、ヘ、ト、 リ、ヌ、ワ 3097イ、ロ	都市近郊 にあり、 隣接する 民有地の ケーブル カーの利 用と併せ て、皿倉 山を中心 とした雄 大 な 展 望、登山、 キャン プ、ピク ニ ッ ク 等、保健 休養の場 として親 しまれて いる。	育成単層 林へ導く ための施 業 ----- 育成複層 林へ導く ための施 業	歩道 福岡県 野営場 広場 園地 公園 駐車場 車道 歩道 管理棟 トイレ 倉庫 展望所 休憩所 ベンチ 野外卓 給排水施 設 北九州市 公園 直方市 避難小屋 防火水槽 トイレ 筑豊山の 会 駅舎 売店 帆柱ケー ブル(株)	林道 管理棟 石碑 休憩舎 アーチェ リーラン ド 国	

種類	名称	新設 既設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考
自然休養林	北九州	既設	森 林 スポーツ ゾーン 12. 21	3093ニ 3094ロ、へ、ト 3096ハ、ホ、チ、ル		林地以外 の土地			
			風 景 ゾーン 510. 20	3079に 3080う 3083ら、む 3086ね 3091り 3092れ 3093や、て、あ 3094ほ1、へ、る、れ 3096め、み、し1、し2、ひ、 ひ1		育成複層 林へ導く ための施 業			
				3077れ 3078わ、か 3079ほ～ね、な2 3080ろ、は、ら、む2、く、ま、 ゆ、み 3082そ 3085ね 3088い、ぬ 3090ぬ1、か、よ 3091ぬ～る 3092そ、な、ら、の 3093ろ、に、ち、わ、た、そ、 の、お、く、ま、け、こ、 え、さ、め、み 3094に、ほ、ち、わ、そ 3095ほ、へ、り、か、う 3096ほ、へ、る、よ、つ、ね、 お、や、ま、て、も 3097に、ほ、と		天然生林 へ導くた めの施業			
				3077イ、ロ 3078イ 3079イ 3082ロ、ハ 3083ハ、ニ 3085ハ 3086ニ 3088ロ 3096カ		林地以外 の土地			
			風致探勝 ゾーン 142. 15	3093ほ 3095そ、ね～ね3、あ1、す		育成複層 林へ導く ための施 業			
				3078よ1 3080に、ほ、そ 3081ほ 3082り1、た 3085よ、た 3087り 3088そ 3092か、よ 3093へ、と、り、ぬ、れ、つ、 ね 3095て、ゆ 3096は		天然生林 へ導くた めの施業			
				3080イ		林地以外 の土地			
	計		1, 291. 58						
合計			1, 311. 44						

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)		面 積 (ha)	森林施業 の種類	林道の 開設等	設定年及び 有効期間	備考
該当なし	民						
	国						

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林小班)	備考
施業指標林	天然林施業指標林	S. 63	6. 61	3076な	ケ ヤ キ
	間伐施業指標林	S. 62	5. 80	3014い1	ヒノキ・アカマツ
		S. 62	5. 00	3014う1	スギ・ヒノキ
展 示 林	品 種 別 展 示 林	S. 43	2. 36	3020り	ス ギ
	天然シボ俵ヒノキ展示林	H. 15	0. 08	1132ほ4	ヒ ノ キ
		H. 15	0. 08	1135り2	ヒ ノ キ
次代検定林	九 熊 本 第 1 5 4 号	H. 18	0. 89	3071い3	ス ギ
試 験 地	低コスト育林に有効な品種開発試験地	H. 18	0. 67	1117い2	ス ギ
	福岡マツ現地適応4号試験地	H. 17	0. 64	3105に1	クロマツ・アカマツ

1

(2) フィールドの提供

対 象 地 (林 小 班)	設 定 の 目 的	備 考
該当なし		

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 (林 小 班)	面積 (ha)	施 業 方 法
1123わ、1124は～は2、ち～り1、り3～り5、る～か、 3047い、ろ、わ、3061い、は、に、り、3078ね、 3082い1、り、わ、3083り、3103は2、に3、に4	55.75	育成複層林施業へ導くための施業
1114い、1115い、た、1123い、ろ、り、 1124い、に、ぬ、よ、た、3061ろ1、ぬ、3077た、そ、 3078る、る1、3082い2、り2、か、3092わ、 3103い～に2、と、と1	123.42	天然生林施業へ導くための施業
3082イ、3095イ	0.21	林地以外の土地
計	179.38	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

(4) 森林共同施業団地

名 称	対象地 (林小班)		面積 (ha)	連携した施業の内容	備 考
八丁越地域森林 整備推進協定	民	八丁越地域森林 整備推進協定に よる	537	間伐の実施 間伐材の販売 路網の整備	
	国				

注 本協定は筑後矢部川流域とまたがってるため遠賀川流域のみ記載